

監査事業

監査計画のもと、例月現金出納検査、決算・基金運用状況・財政健全化・経営健全化審査、定期監査、財政援助団体等監査、工事監査等を適正に実施した。また、平成27年度から平成29年度までを対象として策定した監査中期方針に基づき計画的な監査を行った。

1. 監査等の執行状況

平成27年度の監査計画に基づき次の表のとおり監査を実施した。

なお、公益財団法人河内長野市文化振興財団を監査対象とした財政援助団体等監査は、監査委員事務局の事前調査を新日本有限責任監査法人に委託した。

種別	時期	監査対象等
例月現金出納検査※	4月～3月	会計課・上下水道部
定期監査※	4月～7月	健康長寿部
	8月～11月	教育推進部、南花台小学校
	11月～3月	生涯学習部
決算審査※	6月～8月	公営企業会計、一般会計・特別会計、 基金の運用状況、財政健全化・経営健全化
随時監査※（工事監査）	2月	都市づくり部道路課
財政援助団体等監査※	5月～9月	公益社団法人河内長野市シルバー人材センター
	12月～3月	公益財団法人河内長野市文化振興財団

※ 例月現金出納検査…地方自治法第235条の2の規定に基づき毎月1回、会計管理者等から提出された検査資料について、その計数を関係諸帳簿と照合確認するとともに、保管現金の確認を行う検査

※ 定期監査…地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について行う監査

※ 決算審査…地方自治法第233条等に基づき決算について、決算書等の関係諸表の計数を確認するとともに、予算の執行が適正かつ効果的に行われているかなどの審査

※ 随時監査…地方自治法第199条第1項及び第5項に基づき定例監査を補完するうえで、監査委員が必要と認めるときに実施するもので、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について行う監査。

※ 財政援助団体等監査…地方自治法第199条第7項の規定に基づき市が財政的援助を与えている団体の出納その他の事務について行う監査

2. 会議・研修会への参加

河内南都市監査委員会定期総会・事務研究会（5月25日3人）、大阪府都市監査委員会定期総会・研修会（5月29日3人）、近畿地区都市監査委員会総会・研修会（5月22日3人）、河内南都市監査委員会委員・職員事務研究会（10月2日2人）及び北陸・東海・近畿三地区共催都市監査事務研修会（10月22日及び23日2人）に参加した。